資料２

原子力規制検査の手数料改正のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力規制検査等に関する規則の改正

令和８年 11 月 11 日
原 子 力 規 制 庁

１．趣旨

本議題は、原子力規制検査に係る手数料（以下「検査手数料」という。）の額を見直すため、改正が必要となる政令等の改正案（以下「改正案」という。）に関する意見公募において提出された意見（以下「提出意見」という。）に対する考え方の了承並びに政令案及び規則の決定について付議するものである。

２．経緯

令和８年度第 32 回原子力規制委員会（令和８年９月 17 日）において、改正案及びそれに対する意見公募の実施が了承された。

そのため、翌日（同月 18 日）から意見公募を実施し、意見公募実施期間が終了した後、提出意見に対する考え方を整理するとともに政令案及び規則案の内容を精査した。

３．意見公募の実施結果

対象：①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案（概要）
②原子力規制検査等に関する規則の一部を改正する規則

実施期間：令和８年９月 18 日から 10 月 17 日まで（30 日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

提出意見数：９件[1]

４．提出意見に対する考え方（委員会了承事項）

３．に関する提出意見に対する考え方を別紙１のとおり了承いただきたい。

[1] 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定される提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

５．政令案及び規則の決定（委員会決定事項）

４．の改正案に対する意見公募の結果を踏まえ、以下のとおり決定いただきたい。

（１）別紙２の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案」を案として閣議請議手続へ進めること

（２）別紙３の案のとおり「原子力規制検査等に関する規則の一部を改正する規則」を制定すること

６．今後の予定

政令の閣議決定・公布 規則の公布	令和８年 12 月中旬（予定）
施行	令和９年４月１日（予定）

（別紙、参考）

別紙１　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令等の改正案に対する御意見への考え方（案）

別紙２　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案

別紙３　原子力規制検査等に関する規則の一部を改正する規則案

参考　関連条文

別紙１

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令等の改正案に対する御意見への考え方（案）

年　月　日

【注】提出いただいた御意見に関して、e-Gov で受領した際に一部文字化けした箇所やURL が置き換わった箇所については変更を加えた。また、個人や組織を特定できる情報については削除やマスキング処理を行った。

整理番号	提出意見	考え方
1	このたびの検査手数料の見直しに関し、検査手数料の増加について、昨今の物価上昇等の社会情勢を踏まえ、検査手数料の増額が必要となる事情については一定の理解をしております。一方で、その増加幅の妥当性を確認・理解するとともに、今後の手数料改定における予見性を確保する観点から、以下の通り意見を申し上げます。	
１－１	1. 受益者負担の範囲と公益負担の整理について 今回の改正案では、原子力規制検査の導入時に考慮されなかった人件費、物件費等を新たに計上し、物件費及び旅費を最新単価へ見直した上で、事業者の負担として反映する方針となっています。 原子力規制検査は、事業者への監督活動である一方、原子力災害防止や公衆の安全確保という重要な公益目的を有する行政活動と理解しておりますが、今回の改正方針は、規制検査による便益のうち、事業者が享受する部分と国民全体が享受する公益部分の境界が明確であるとは言い難く、その整理に関する論拠の提示を希望します。 また、受益者負担の範囲及び公益負担に関する検討や、国費負担を含む複数の費用負担方式の比較検討が行われている場合、その検討内容と検討結果の公開も併せて希望します。	➢ 一般に、手数料は、国が特定の者のために役務を提供するに際してその反対給付として徴収するものです。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）で定める手数料については、規制活動に係る実費を勘案してその額を定めています。 ➢ 原子力規制検査は特定の事業者の特定の施設を対象として行うものであり、当該検査の実施に要する費用については、役務の提供を受ける事業者に御負担いただくことが適当と考えています。 ➢ 今般の改正は、令和７年度第 46 回原子力規制委員会（令和７年 12 月３日）の議論のとおり、近年の物価及び人件費の高騰が原子力規制委員会の予算編成に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、手数料の算定方法の妥当性等を含めて見直しをするものです。 ➢ なお、原子力規制検査の手数料設定の枠組みは、制度の立案当時に、原子力規制検査を実施する検査量（検査時間の必要量）に応じて例外なく設定すること、この検査量の見積もりには原子力施設の種類や規模とその状況による安全上の影響の大きさを考慮することについて、原子力事業者を含めた関係者と議論した上で設定したものです。今般の改正は、上述の手数料に係る一般的な考え方も含め、これらの考え方を根本的に変えるものではありません。

整理番号	提出意見	考え方
１－２	2. 算定根拠及び検査費用の増額範囲について 今回の改正案では、加工施設において核燃料物質等の取扱いを行う年度の場合は、検査手数料が約 5 倍に増額されると認識しております。 しかしながら、算定の根拠となる「検査工数の実績」「検査官の人員体制」「対象施設数」「人件費」などの基礎データが十分に示されておりません。法令上、手数料は「実費を勘案して」定めるものとされており、新たに追加された検査費用を負担することとなる事業者が算定方法を正しく理解できるよう、工数実績や人員体制、対象施設数、人件費等、具体的な算定プロセス、根拠データに関する公表を希望します。	➢ 原子炉等規制法第 75 条では、手数料について「実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない」と規定されており、原子力規制検査に係る手数料（以下「検査手数料」という。）に対し、原子力規制検査の実施に当たっての「実費を勘案」した結果として、新たに人件費を考慮するとともに、物件費及び旅費の単価を最新のものにするという対応を実施したものです。 ➢ 今回見直しを実施する検査手数料の算定の考え方については、以下の資料において明らかにしています。 第19回検査制度に関する意見交換会合（令和８年３月30日） 資料２ 原子力規制検査手数料の見直しについて ※URL：https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100017105?contents=NRA100017105-002-012#pdf=NRA100017105-002-012 ➢ また、上述のとおり、今回の改正は検査時間を見直すものではありません。それぞれの施設ごとに実施する標準的な検査時間については、以下のリンクのとおりすでに公開しています。 第 28 回検査制度の見直しに関するワーキンググループ 資料１－１ 原子力規制検査等の実施に係る法令等の整備について ※URL：https://www.da.nra.go.jp/view/NRA022011626?contents=NRA022011626-002-002#pdf=NRA022011626-002-002
１－３	3. 十分な猶予期間の設定と段階的導入の配慮について 今回のような高額な検査手数料の改正は、事業者毎の操業状態等にも応じて予算確保へ大きな懸念が生じる場合があります。 検査手数料改正を経営計画や研究開発計画等に適切に反映できるよう、改正の増額幅や実施時期に関して十分な猶予期間の設定や段階的導入など、更なるご配慮を希望します	➢ 猶予期間の設定については、今回の検査手数料の見直しにおいても、整理番号１－２に示したとおり、施行予定日の１年前から、検査手数料の算定の考え方とともに見積りや今般の改正に係るスケジュールを公開しています。 ➢ 令和２年度の原子力規制検査制度導入時では、「実費を勘案」の「勘案」の程度において物件費と旅費を計上し手数料の額を定めていましたが、令和９年度に施行する予定の本改正では、近年の物価や人件費の高騰を踏まえ検査手数料の見直しをするものであり、今後とも、適切な金額となるように検討してまいります。

整理番号	提出意見	考え方
２	**意見** 検査手数料の上限額を約4.3倍（941万1,400円から4,072万3,800円）に引き上げる改正案には反対する。 **理由** 資料 4 の説明では、人件費の新規計上や物件費・旅費の単価更新によるものとされているが、上限額をこれほど大幅に引き上げる積算根拠（人件費の内訳、検査工数の妥当性、間接費の範囲など）が意見公募資料上で十分に示されていない。事業者負担の急激な増大に対する説明責任が果たされていない。 原子力規制検査は安全確保のために必要であるが、手数料は実費を勘案して定めるものとされている以上、過度な負担増は原子力発電所の運転継続や新規制基準適合に向けた投資を圧迫し、エネルギー供給の安定性や脱炭素化に悪影響を及ぼすおそれがある。上限の大幅引き上げは、将来的なさらなる増額を容易にする余地を残すものであり、慎重を期すべきである。 **提案**	
２－１	1.　積算根拠を詳細に公開し、人件費の新規計上の必要性と範囲を改めて検証すること。	➢　整理番号１－２の御意見に対する考え方を御参照ください。
２－２	2.　上限額の引き上げを段階的に行うか、現時点では必要最小限の範囲に留めること。	➢　整理番号１－３の御意見に対する考え方を御参照ください。
２－３	3. 事業者からの意見を反映した上で、再検討を行うこと。	➢　第 19 回検査制度に関する意見交換会合（令和８年３月 30 日）の議題２及び第 21 回検査制度に関する意見交換会合（令和８年 10 月６日）の議題４における事業者との公開での議論を踏まえて、今般の改正案を取りまとめています。 ※第 19 回会合 URL：https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100017105 ※第 21 回会合 URL：https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100020643 ➢　よって、原案のとおりとします。
３	本当に人件費による値上げなのか？ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第65 条第１項に定める許認可手続き等に係る手数料については人件	➢　整理番号１－２に示したとおり、許認可手続きに係る審査手数料と、今回見直しを実施する検査手数料の算定の考え方についても、第 19 回検査制度に関する意見交換会合（令和８年３月 30 日）

整理番号	提出意見	考え方
	費を考慮しているというが、許認可手続き等にかかる手数料のほうが桁違いに安い。人件費以外の金額を考慮しているようにしか見えない。あるいは許認可手続きと検査の人件費が桁違いに異なるようにしか見えない。許認可手続きと検査の費用内訳を明らかにすること。	の資料２で明らかにしています。 ➢ なお、第 32 回原子力規制委員会（令和８年９月 17 日）で説明のとおり、今後、審査に係るものも含めた規制業務全体について現行の手数料の適切性を検討していく予定です。 ※URL：https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100020324
４	手数料の値上げ、という事だが、更に 5 倍程度に引き上げて、「きちんとした」規制検査をして頂きたい。中部電力のデータ改竄や、他の原発の耐震偽装、故障事故隠蔽など、原発への信頼は既に無いも等しい。 更には、規制側であるはずの原発規制委員から、「(原発企業を)信頼して確認する」などという、とんでもない発言も出た。 笊の様な検査で、甚大な環境被害・健康被害を起こす原発を運営されては堪ったものではない。漏れの無い検査が出来る様、手数料をちんと取るべきだ。	➢ 整理番号１－２の御意見に対する考え方を御参照ください。 ➢ 原子力規制委員会は、今後とも引き続き厳正に原子力規制検査を実施してまいります。
５	今回の手数料算定の見直しおよび上限額の引き上げについて、以下の理由から反対する。 後世への負担とリスクの先送り 数万年という単位で管理が求められる放射性廃棄物の処分問題や、取り返しのつかない事故リスクを抱える原子力発電を継続・維持するための規制コストを見直すこと自体、将来世代に対してこれ以上の負担と危険を先送りする行為に他ならない。 人口減少・人手不足の時代における矛盾今後さらに人口縮小や深刻な人手不足が確実視されているなかで、多大なリスクと管理コストを伴う原子力に依存し続ける社会構造は持続可能ではなく、日本が率先して縮小して世界へアピールしてほしい。 安全規制コストの形骸化・肥大化への懸念人件費や物件費の高騰を理由に検査手数料や上限額を引き上げることで、結果的に原発の維持・延命を裏側から支える仕組みを強化することに繋がりかねない。	➢ 整理番号１－２の御意見に対する考え方を御参照ください。 ➢ なお、原子力規制委員会は、原子力利用の在り方について意見を述べる立場にありません。

整理番号	提出意見	考え方
	現代社会のライフスタイルやエネルギー消費そのものを縮小・転換していくべきであり、原発を前提としたコスト算定の改定には賛同できない。	
６	今回の改正案において、原子力規制検査の手数料上限額を「4,072万円」へと大幅に引き上げる方針が示されていますが、そもそも原子力発電関連事業にかける国家的なコストや人的リソースの配分そのものを根本から見直すべきであると考え、本改定および原発関連事業の継続に反対、あるいは早期の事業撤退を求めます。 現在、日本各地では自然災害が頻発し、多くの被害やインフラの老朽化・破損が深刻な問題となっています。限られた税金、時間、そして専門的な人材は、国民の日常生活に直結する全国各地の地方インフラの修理や災害対策へ最優先で集中させるべきです。 原子力発電は、使用済み放射性廃棄物の最終処分場（いわゆるトイレ）さえ未だに決まっておらず、放射性汚染水による環境への懸念など、将来世代に多大な負担を先送りし続けています。生活の維持費がかさむ局面において不要なコストから順次手を切るべきであるというのは、庶民の日常生活における極めてシンプルかつ的確な危機管理の判断です。 原発の維持やその検査・規制のためにこれ以上の莫大なコストや組織的エネルギーを割き続けることは、結果として送電網の利用料や市場価格を通じてすべての電気利用者に負担を波及させることになり、日本国の存続や持続可能な発展を阻害します。 したがって、目先の手数料の帳尻合わせを行うのではなく、原発関連事業は即刻すべて廃止・廃業・閉鎖を選択し、真に未来のある分野や既存インフラの安全対策へとリソースを全面シフトすることを強く要望します。	➢ 整理番号１－１及び１－２の御意見に対する考え方を御参照ください。 ➢ なお、原子力規制委員会は、原子力利用の在り方について意見を述べる立場にありません。

整理番号	提出意見	考え方
7	急激に値段を上げすぎている。大反対である。 実質的な増税に他ならない。せめて経過措置を設けて段階的にあげるのが筋ではないか。これが電気代に上乗せされ国民負担に繋がることを危惧する。この金額分を電気代に上乗せすることを禁じることも付記せよ。	➢ 整理番号１－２及び１－３の御意見に対する考え方を御参照ください。 ➢ なお、原子力規制委員会は、個別の電力会社の電気料金の設定について関与する立場にありません。
8	値上げ反対	➢ 整理番号１－２及び１－３の御意見に対する考え方を御参照ください。
9	値上げが大幅すぎる	➢ 整理番号１－２及び１－３の御意見に対する考え方を御参照ください。

別紙２

政令第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第七十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項中「九百四十一万千四百円」を「四千七十二万三千八百円」に改める。

附　則

この政令は、令和九年四月一日から施行する。

理　由

原子力規制検査に要する実費を勘案して、原子力規制検査に係る手数料の上限額を引き上げる必要があるからである。

別紙３

○原子力規制委員会規則第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第●号）の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六十五条第二項の規定に基づき、原子力規制検査等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和　年　月　日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力規制検査等に関する規則の一部を改正する規則

原子力規制検査等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が

同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（原子力規制検査に係る手数料の額） 第七条　令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度（第三条第一項ただし書に規定する検査にあっては、十年）につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　第三条第二項第一号に係る追加検査　八十六万九千七百円 二　第三条第二項第二号に係る追加検査　四百十一万四百円 三　第三条第二項第三号に係る追加検査　四千七十二万三千八百円 別表（第七条関係）	（原子力規制検査に係る手数料の額） 第七条　令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度（第三条第一項ただし書に規定する検査にあっては、十年）につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　第三条第二項第一号に係る追加検査　二十二万五千六百円 二　第三条第二項第二号に係る追加検査　九十六万九千円 三　第三条第二項第三号に係る追加検査　九百四十一万千四百円 別表（第七条関係）

番号	区分		金額	
一	製錬施設	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	二十一万二千三百円	
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。）	五百七十四万千七百円	
		法第十二条の六第二項の認可を受けたもの	六十一万八千百円	
二	加工施設	（一）プルトニウム若しくはその化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質のいずれかを取り扱う施設	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	七十四万三千三百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。）	千九百九十三万五千円

番号	区分		金額	
一	製錬施設	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	三万三千三百円	
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。）	百十七万五千円	
		法第十二条の六第二項の認可を受けたもの	十四万九千二百円	
二	加工施設	（一）プルトニウム若しくはその化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質のいずれかを取り扱う施設	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	十一万六千七百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。）	三百九十九万五千八百円

れかの物質の取扱いを行うもの		
法第二十二条の八第二項の認可を受けたものを除く。）	二百万二千四百円	
法第二十二条の八第二項の認可を受けたもの	四十万五千六百円	
（二）プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のいずれも取扱いを行わないもの		
その年度においてその核燃料物質の取扱いを開始しないもの	五十三万九百円	
その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第二十二条の八第二項の認可を受けたものを除く。）	千四百二十五万二千円	
法第二十二条の八第二項の認可を受けたもの	百四十七万千四百円	

れかの物質の取扱いを行うもの		
法第二十二条の八第二項の認可を受けたものを除く。）	四十万五千六百円	
法第二十二条の八第二項の認可を受けたもの	八万三千三百円	
（二）プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のいずれも取扱いを行わないもの		
その年度においてその核燃料物質の取扱いを開始しないもの	二百八十六万二千七百円	
その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第二十二条の八第二項の認可を受けたものを除く。）	三十二万二千二百円	
法第二十二条の八第二項の認可を受けたもの		

三			
試験研究用等原子炉施設	（一）熱出力が五百キロワット未満の試験研究用等原子炉に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき六万五千三百円
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき百九十万八千円
		法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。以下この項において同じ。）から搬出していないもの	原子炉一基につき九十六万八千二百円

三			
試験研究用等原子炉施設	（一）熱出力が五百キロワット未満の試験研究用等原子炉に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき一万六千七百円
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき六十二万二千百円
		法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。以下この項において同じ。）から搬出していないもの	原子炉一基につき三十二万三千円

	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき二十五万七千四百円
（二）熱出力が五百キロワット以上の試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）第四	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき十三万七百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき三百七十二万二千百円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであ	原子炉一基につき三百七十

	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき十万七千七百円
（二）熱出力が五百キロワット以上の試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）第四	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき三万三千五百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき百十七万八千三百円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであ	原子炉一基につき百十七万

十条及び第五十三条（同規則第六十一条において準用する場合を含む。）に規定する措置を講ずる必要がないものに限る。）に係るもの	って、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していないもの	二万二千百円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）	原子炉一基につき百九十万八千円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は	原子炉一基につき四十二万九百円

十条及び第五十三条（同規則第六十一条において準用する場合を含む。）に規定する措置を講ずる必要がないものに限る。）に係るもの	って、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していないもの	八千三百円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）	原子炉一基につき六十二万二千百円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は	原子炉一基につき十四万九千五百円

	事業所から搬出したもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき三十二万六千九百円
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき九百十九万二千八百円
	（三）熱出力が五百キロワット以上の試験研究用等原子炉（試験研究用等原子炉の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第四十条及び第五十三条（同規則第六十一条において準用する場合を含む。）に規定する措置を講ずる必要があるものに限る。）	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき九百十九万二千八百円
		法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出してい	原子炉一基につき二百八十七万九百円

	事業所から搬出したもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき八万三千七百円
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき二百八十七万九百円
	（三）熱出力が五百キロワット以上の試験研究用等原子炉（試験研究用等原子炉の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第四十条及び第五十三条（同規則第六十一条において準用する場合を含む。）に規定する措置を講ずる必要があるものに限る。）	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき二百八十七万九百円
		法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出してい	原子炉一基につき九百十九万二千八百円

四					
発電用原子炉					
（一）研究開発段階発電用原子炉					
その年度において核燃料物質の取扱いがないもの	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）	原子炉一基につき四百七十八万六千七百円			
その年度において核燃料物質の取扱いがないもの	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき九十六万八千二百円			

四					
発電用原子炉					
（一）研究開発段階発電用原子炉					
その年度において核燃料物質の取扱いがないもの	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）	原子炉一基につき百五十七万六千百円			
その年度において核燃料物質の取扱いがないもの	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき三十二万三千円			

施設	子炉に係るもの		
いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもの	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもの
百七万九千五百円	原子炉一基につき二千八百四十四万五千四百円	原子炉一基につき千九百九十三万五千円	原子炉一基につき九百九十

施設	子炉に係るもの		
いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもの	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもの
十六万九千五百円	原子炉一基につき五百六十八万三千五百円	原子炉一基につき三百九十九万五千八百円	原子炉一基につき百九十八

であって、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）	五万三千三百円		
法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき二百万二千四百円	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき百七万九千五百円
その年度において	原子炉一		

（二）発電用原子炉（研究開発段階発電用原子炉を除く。）に係る

であって、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）	万五千九百円		
法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき四十万五千六百円	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき十六万九千五百円
その年度において	原子炉一		

五				
使用済燃料貯蔵施設				

使用済燃料の取扱いを開始しないもの	百円				
その年度において使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物の取扱いを行うもの（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものを除く。）	二百九十一万四千四百円				
法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたもの	三十五万二千六百円				
その年度において使用済燃料の取扱いを開始しないもの	百七万九千五百円				
その年度において使用済燃料、使用	二千八百四十四万				

使用済燃料の取扱いを開始しないもの	七百円				
その年度において使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物の取扱いを行うもの（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものを除く。）	六十二万四百円				
法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたもの	十万七千五百円				
その年度において使用済燃料の取扱いを開始しないもの	十六万九千五百円				
その年度において使用済燃料、使用	五百六十八万三千				

済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の取扱いを行うもの（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	五千四百円
法第五十条の五第二項の認可を受けたものであって、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）を	二千八百 四十四万 五千四百 円

済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の取扱いを行うもの（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	五百円
法第五十条の五第二項の認可を受けたものであって、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）を	五百六十 八万三千 五百円

ガラスにより容器に固型化する処理を終了していないもの		
法第五十条の五第二項の認可を受けたものであって、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をガラスにより容器に固型化する処理を終了したもの	二百九十一万四千四百円	

ガラスにより容器に固型化する処理を終了していないもの		
法第五十条の五第二項の認可を受けたものであって、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をガラスにより容器に固型化する処理を終了したもの	六十二万四百円	

七			
廃棄物埋設施設	（一）閉鎖措置を講ずる必要があるもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	十万六千百円
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の埋戻しに係るものに限る。）を受けたものを除く。）	二百九十一万四千四百円
	（二）閉鎖措置を講ずる必要があるもの	法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の埋戻しに係るものに限る。）を受けたもの	三十五万二千六百円
		その年度において核燃料物質等の取	五万三千円

七			
廃棄物埋設施設	（一）閉鎖措置を講ずる必要があるもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	一万六千七百円
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の埋戻しに係るものに限る。）を受けたものを除く。）	六十二万四百円
	（二）閉鎖措置を講ずる必要があるもの	法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の埋戻しに係るものに限る。）を受けたもの	十万七千五百円
		その年度において核燃料物質等の取	八千三百円

八				
廃棄物管理施設				
がないもの				
扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の表面を土砂等で覆う措置に係るものに限る。）を受けたものを除く。）	百四十七万千四百円	二十二万八千七百円	十万六千百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの			

八				
廃棄物管理施設				
がないもの				
扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の表面を土砂等で覆う措置に係るものに限る。）を受けたものを除く。）	三十二万二千二百円	八万八千百円	一万六千七百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの			

			扱いを開始しないもの		
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。）		
			法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたもの		
九	使用施設等	（一）令第四十一条各号に掲げる核燃料物質及び防護対象特定核燃料物質のいずれも取扱いを行うもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの		
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受		

			扱いを開始しないもの	二百九十円	
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。）	一万四千四百円	
			法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたもの	三十五万二千六百円	
九	使用施設等	（一）令第四十一条各号に掲げる核燃料物質及び防護対象特定核燃料物質のいずれも取扱いを行うもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	三万二千六百円	
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受	九十六万八千二百円	

			扱いを開始しないもの	六十二万四百円	
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。）	十万七千五百円	
			法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたもの	八千四百円	
九	使用施設等	（一）令第四十一条各号に掲げる核燃料物質及び防護対象特定核燃料物質のいずれも取扱いを行うもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	三十二万三千円	
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受		

けたものを除く。）		
法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	十八万千百円	
（二）令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを行うもの（（一）に該当するものを除く。）	二万千七百円	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの
法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	八十四万千七百円	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの
法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	十七万二百円	
（三）防護対象特定核燃料物	一万八百円（第三	その年度において核燃料物質等の取

けたものを除く。）		
法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	八万八千二百円	
（二）令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを行うもの（（一）に該当するものを除く。）	五千六百円	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの
法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	二十七万三千九百円	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの
法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	八万五千四百円	
（三）防護対象特定核燃料物	二千八百円（第三	その年度において核燃料物質等の取

質の取扱いを行うもの（（一）に該当するものを除く。）	扱いを開始しないもの	条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）に規定する額を加算した額）	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	九万八千円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（

質の取扱いを行うもの（（一）に該当するものを除く。）	扱いを開始しないもの	条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）に規定する額を加算した額）	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	二万五千百円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに

十					
核原料物質の使用に係る施設					
	（四）（一）から（三）までに該当しないもの				
		法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの			
			一万八百円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）に規定する額を加算した額）	（四）に規定する額を加算した額）	
	三万二千六百円				三万二千

十					
核原料物質の使用に係る施設					
	（四）（一）から（三）までに該当しないもの				
		法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの			
			二千八百円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）に規定する額を加算した額）	（四）に規定する額を加算した額）	
	八千四百円				八千四百

	六百円
	円

附　則

この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

参考

関連条文

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律　（抄）

（手数料の納付）

第七十五条　次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一～七　（略）

八　原子力規制検査を受けようとする者

２・３　（略）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令　（抄）

（手数料）

第六十五条　法第七十五条第一項（第八号を除く。）の規定により納付すべき手数料の額は、別表第一のとおりとする。

２　法第七十五条第一項第八号に掲げる者が同項の規定により納付すべき手数料の額は、九百四十一万千四百円を超えない範囲内において実費を勘案して原子力規制委員会規則で定める額とする。

３　法第七十五条第三項の政令で定める独立行政法人は、別表第二に掲げる独立行政法人とする。

原子力規制検査等に関する規則　（抄）

（原子力規制検査に係る手数料の額）

第七条　令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度（第三条第一項ただし書に規定する検査にあっては、十年）につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　第三条第二項第一号に係る追加検査　二十二万五千六百円

二　第三条第二項第二号に係る追加検査　九十六万九千円

三　第三条第二項第三号に係る追加検査　九百四十一万千四百円

別表（第七条関係）

番号	区分			金額
一	製錬施設		その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	三万三千三百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。）	百十七万五千円
			法第十二条の六第二項の認可を受けたもの	十四万九千二百円
二	加工施設	（一）プルトニウム若しくはその化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	十一万六千七百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第二十二条の八第	三百九十九万五千八百円

		む物質のいずれかの物質の取扱いを行うもの	二項の認可を受けたものを除く。）	
			法第二十二条の八第二項の認可を受けたもの	四十万五千六百円
		（二）プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のいずれも取扱いを行わないもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	八万三千三百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第二十二条の八第二項の認可を受けたものを除く。）	二百八十六万二千七百円
			法第二十二条の八第二項の認可を受けたもの	三十二万二千二百円
三	試験研究用等原子炉施設	（一）熱出力が五百キロワット未満の試験研究用等原子炉に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき 一万六千七百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき 六十二万二千百円
			法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。以下この項において同じ。）から搬出していないもの	原子炉一基につき 三十二万三千円
			法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき 十万七千七百円
		（二）熱出力が五百キロワット以上の試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）第四十条	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき 三万三千五百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき 百十七万八千三百円
			法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していないもの	原子炉一基につき 百十七万八千三百円
			法第四十三条の三の二第	原子炉一基につき

		及び 第五十三条（同規則第六十一条において準用する場合を含む。）に規定する措置を講ずる必要がないものに限る。）に係るもの	二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）	六十二万二千百円
			法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき 十四万九千五百円
		（三）熱出力が五百キロワット以上の試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第四十条及び第五十三条（同規則第六十一条において準用する場合を含む。）に規定する措置を講ずる必要があるものに限る。）に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき 八万三千七百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき 二百八十七万九百円
			法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していないもの	原子炉一基につき 二百八十七万九百円
			法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）	原子炉一基につき 百五十七万六千百円
			法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき 三十二万三千円
四	発電用原子炉施設	（一）研究開発段階発電用原子炉に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき 十六万九千五百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき 五百六十八万三千五百円
			法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、全ての核	原子炉一基につき 三百九十九万五千八百円

			燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出していないもの	
			法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）	原子炉一基につき 百九十八万五千九百円
			法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき 四十万五千六百円
		（二）発電用原子炉（研究開発段階発電用原子炉を除く。）に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき 十六万九千五百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき 五百六十八万三千五百円
			法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出していないもの	原子炉一基につき 百九十八万五千九百円
			法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき 四十万五千六百円
五	使用済燃料貯蔵施設		その年度において使用済燃料の取扱いを開始しないもの	一万六千七百円
			その年度において使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物の取扱いを行うもの（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものを除く。）	六十二万四百円
			法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたもの	十万七千五百円
六	再処理施設		その年度において使用済燃料の取扱いを開始しな	十六万九千五百円

			いもの	
			その年度において使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の取扱いを行うもの（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	五百六十八万三千五百円
			法第五十条の五第二項の認可を受けたものであって、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をガラスにより容器に固型化する処理を終了していないもの	五百六十八万三千五百円
			法第五十条の五第二項の認可を受けたものであって、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をガラスにより容器に固型化する処理を終了したもの	六十二万四百円
七	廃棄物埋設施設	（一）閉鎖措置を講ずる必要があるもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	一万六千七百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の埋戻しに係るものに限る。）を受けたものを除く。）	六十二万四百円
			法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の埋戻しに係るものに限る。）を受けたもの	十万七千五百円
		（二）閉鎖措置を講ずる必要	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始し	八千三百円

		がないもの	ないもの	
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の表面を土砂等で覆う措置に係るものに限る。）を受けたものを除く。）	三十二万二千二百円
			法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の表面を土砂等で覆う措置に係るものに限る。）を受けたもの	八万八千百円
八	廃棄物管理施設		その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	一万六千七百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。）	六十二万四百円
			法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたもの	十万七千五百円
九	使用施設等	（一）令第四十一条各号に掲げる核燃料物質及び防護対象特定核燃料物質のいずれも取扱いを行うもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	八千四百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	三十二万三千円
			法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	八万八千二百円
		（二）令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを行うもの（（一）に該当するものを除く。）	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	五千六百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	二十七万三千九百円
			法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	八万五千四百円
		（三）防護対象特定核燃料物質の取扱いを行うもの（（一）に該当す	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	二千八百円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）に規定する額を加算した額）

		るものを除く。）	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	二万五千百円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）に規定する額を加算した額）
			法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	二千八百円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）に規定する額を加算した額）
		（四）（一）から（三）までに該当しないもの		八千四百円
十	核原料物質の使用に係る施設			八千四百円